

台風 10 号の影響による施設利用停止における 使用料金の還付について

以下のとおり、還付受付をさせていただきますので、
施設窓口までお越しく下さい。

【還付期間】 施設利用日から起算して 3 週間以内

例：8/29（木） →9/18（水） まで

【還付場所】

市民総合体育館（赤土） 月～金 8:00～19:00

堀之内体育館（市役所北）月～金 8:00～17:00

※但し、水は 8:00～19:00

【持ち物】

- ・ 還付を受ける「納入通知書兼領収書」
- ・ 印鑑（代理印可）

菊川市スポーツ協会グループ

TEL：0537-73-0115